

## 府中市立府中第八中学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ基本方針策定の意義

いじめの問題は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。

そのことによって当該生徒が登校できなくなったり、生命や身体に重大な危険を及ぼしたりする恐れがあり、このいじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであると捉える。

府中市立府中第八中学校いじめ防止基本方針は、いじめの問題から一人でも多くの生徒を守るためにも「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識に立って、学校・家庭・地域住民・関係機関と緊密に連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（携帯、インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識の下に、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を基本として学校と保護者、地域住民、関係機関と連携し、継続的に取り組むことが必要である。

また、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒がいじめについて深く考え、理解する取組として、道徳の授業等で自他の存在を認め、互いの人格を尊重し合う態度など、人間関係形成能力を養うことが必要である。

### 4 府中市立府中第八中学校における取組

#### <教職員の基本的姿勢>

私たち教職員は、特定の個人に対する軽い意識のからかいや冗談が、いつの間にか周囲の笑いを誘い、無意識のいじめ（いじめの温床）をつくる風潮を阻止するために本校生徒の言動に対して、敏感な感性をもち、共に心から笑えない歪んだ笑いを厳しく指導する。個性とは外から押し付ける（いじられキャラ等）ものではないとことを強く認識し、私たち教職員の生徒に対する互いの言動にも注意し合い、心に響くことばを大切に共に語り合える関係を構築する。いじめの芽となる言動にすべての教職員、すべての生徒の心の眼が光る学校をつくる。

- (1) 学校いじめ対策委員会（運営委員会＋ＳＣ）を設置し、市教育委員会と連携して対応する。
- (2) 委員会はいじめ問題調査、対策、予防的な取組について検討する。
- (3) 東京都教育委員会の研修プログラムを踏まえ、研修を実施する。
- (4) 事案に応じて、府中警察署、たち（子ども家庭支援センター）、児童相談所、民生児童委員、保護司会等の関係機関及び専門家と連携する。
- (5) 「いじめ防止カード」、「いじめ防止教育プログラム」等を用いた啓発活動を行う。
- (6) 重大事態への対処には、「重大事態調査委員会（仮称）」を設置し、市教育委員会と連携して、詳細な調査の実施及び対応について検討を行う。

## 5 具体的な取組

### (1) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

学校は、府中市及び府中市教育委員会と連携して「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

#### ア 未然防止

- ・全ての生徒を対象に「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身が生徒会活動等でいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・いじめ防止教育等校内研修の充実と教職員個人及び組織の資質向上・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力 など

#### 【具体的な取組】

- (ア) 学校いじめ対策委員会の設置、学校サポートチームの設置
- (イ) 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働き掛け
- (ウ) ＳＣ、相談員(非常勤教員)による相談室活動の充実
- (エ) いじめに関する研修の実施（校内研修 年3回）
- (オ) いじめに関する授業の実施（年に最低3回、学期始め）
- (カ) 外部講師等を活用した法教育の実施
- (キ) 「いじめのない学校づくり」等、生徒会等による主体的な取組への支援

#### イ 早期発見

- ・定期的なアンケート調査「ふれあい（いじめ防止強化）月間」等や学級担任等による教育相談の実施により早期のいじめの実態把握と児童・生徒がいじめを訴えやすい体制の整備

- ・スクールカウンセラー、相談員（相談室）や養護教諭（保健室）との関わり、教育相談等の電話窓口の周知等による相談体制の整備
- ・職員連絡会等で、教職員全体によるいじめに関する情報の共有など

**【具体的な取組】**

- （ア）定期的な「生活意識調査」の実施
- （イ）スクールカウンセラーによる全員面接（第1学年）
- （ウ）定期的な個人面談の実施（年2～3回）
- （エ）全教員による校内巡回等を通じた児童・生徒の観察
- （オ）関係機関との連携による学校非公式サイト等の監視
- （カ）効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
- （キ）学校いじめ相談メール等の実施
- （ク）ファイリングの徹底
- （ケ）「いじめ発見のチェックシート」の活用
- （コ）学校便りや保護者会の積極的な活用
- （サ）スクールカウンセラーや相談員の保護者への紹介
- （シ）各小学校との連携

ウ 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応
- ・いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全の確保
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる生活環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられる指導
- ・保護者への支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談 など

**【具体的な取組】**

- （ア）把握した情報に基づく対応方針の策定
- （イ）学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- （ウ）被害者の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- （エ）加害者に対する組織的・継続的な観察・指導等
- （オ）いじめを伝えた生徒の安全の確保
- （カ）「いじめ防止カード」の活用 ※ 都教委作成
- （キ）教育委員会への報告及び学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力
- （ク）いじめ対策保護者会の開催
- （ケ）PTAの活用
- （コ）地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

## エ 重大事態への対処

- ・ いじめられた生徒の安全の確保
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる生活環境の確保
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は学校の設置者が行う調査への協力
- ・ 重大事態発生についての教育委員会等への報告
- ・ 重大事態の調査結果についての再調査への協力 など

### 【具体的な取組】

- (ア) 被害者の保護・ケア
- (イ) スクールカウンセラーによるケア
- (ウ) 家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- (エ) 適応指導教室への通級等の実施
- (オ) 別室での個別の学習支援
- (カ) 警察への相談・通報
- (キ) 懲戒や出席停止
- (ク) 加害者とその保護者に対するケア
- (ケ) 教育委員会への報告と連携
- (コ) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携
- (サ) 東京都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームの活用